

**「障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を
改正する政令（案）」等について
【概要】**

1. 改正法令

- ・ 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）
- ・ 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
- ・ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ・ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

2. 改正案の概要

- 指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の軽減措置の対象となる者の資産要件の撤廃

指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額については、所得の低い方に対して軽減措置を設けており、この軽減措置の適用対象となる者については資産要件（※）を設けているところであるが、これを撤廃するとともに、所要の改正を行う。

- （※） 障害者（障害児の場合にはその保護者）が所有する現金、預貯金等の合計額が500万円以下（配偶者等がいる場合は1,000万円以下）であること 等

3. 施行日

平成21年7月1日

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」等について

【概要】

1. 改正法令

- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- ・ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- ・ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

2. 改正案の概要

① 多機能型事業所の基準該当障害福祉サービスの創設

障害者自立支援法における多機能型事業所について、中山間地域など、職員や利用者の人員の確保が容易でない地域においても障害福祉サービスの提供が可能となるよう、基準該当障害福祉サービス（※）を創設し、多機能型事業所における個々の各サービスの最低利用定員及び職員配置基準を緩和する。

（※） 都道府県から指定を受けた障害福祉サービス事業所がサービスを提供した場合に給付費を支給することとしているが、このほか、厚生労働省令で定める基準を満たし、市町村が適当と認めた事業者がサービスを提供した場合にも給付費を支給している。このようなサービスを基準該当障害福祉サービスという。

② グループホーム・ケアホームの利用対象者の拡大

障害者自立支援法におけるグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）は、現行制度上、知的障害者及び精神障害者のみが利用対象となっているところであるが、地域移行や地域生活の継続の促進を図る観点から、身体障害者についても利用対象とする。

ただし、65歳以上の者については、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。

3. 施行日

- ①については平成21年7月1日
- ②については平成21年10月1日

多機能型事業所の基準該当障害福祉サービスの創設（案）

平成 21 年 5 月 19 日「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（案）」等に関するご意見募集の詳細をお示しするものであり、今後、内容の変更があり得るものである。

- 多機能型事業所については、利用定員の合計が離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については 10 人以上である場合については、
 - ① 当該事業所において実施する各事業の最低定員を
 - ア 生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援 … 6 名
 - イ 就労継続支援 … 10 名
 - ウ 児童デイサービス … 5 名とすることができることとされており、また、
 - ② 当該事業所におけるサービス提供人員について、原則、それぞれの事業に必要な員数を確保することとしながら、
 - ア 生活支援員等について、事業所の利用定員が 20 人未満である場合には、1 人以上常勤で可とされているほか、
 - イ サービス管理責任者について 1 人以上の常勤で可、また、他の職務との兼務可とされ、
 - ③ 設備についても、一定の兼用可とされているところ。

- この多機能型事業所について、中山間地等において、10 名の利用者は確保できるものの、種々のニーズが存在するため、各事業の最低定員である 5, 6, 10 名が確保できないという実態があることを踏まえ、以下の類型を設けることとする（以下「新たな多機能型事業所」という。）。

- 新たな多機能型事業所は
 - ① 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて、
 - ② 都道府県知事に対し、法第 79 条に基づく届出を行った場合、
 - ③ 基準該当事業所として事業を実施できることとする。

- この場合において、
- ① 各事業の最低定員を撤廃（第2種社会福祉事業としての位置づけを保つため、全体で10名の利用者については維持）
 - ② 常勤職員を1人以上配置することは維持し、
 - ③ 常勤職員の兼務を認めることにより、それぞれの事業で計算上必要となる人員の合計を満たせば良いこととする。

（例）生活介護：4人、生活訓練：2人、就労継続支援B型4人が利用する多機能型事業所の場合

必要となる常勤換算職員数は以下の通り（全て生活支援員で可）

- ・ 生活介護（78条1項） $4人 \div 6 = 0.66人$
- ・ 生活訓練（166条1項） $2人 \div 6 = 0.33人$
- ・ 就労B型（186条1項） $4人 \div 10 = 0.4人$

→ 全体として常勤換算で1.39人の職員配置（うち常勤1人）を行うことで指定基準を満たすこととする。

- また、新たな多機能型事業所に適用される報酬は、20人以下の場合の単価とする。